

お客様各位

青い森信用金庫

## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、この度、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記のとおり取組みを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当座預金（マル専含む）の新規口座開設受付停止

2025 年 3 月 31 日（月）をもって、当座預金の新規口座開設の受付を停止します。

事業性資金にかかる口座開設をご希望のお客さまは「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。

なお、現在当座預金をご契約中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

#### 2. 2027 年 4 月以降を期日とする代金取立の受付停止

2025 年 3 月 31 日（月）をもって、2027 年 4 月以降を期日とする手形・先日付小切手の取立受付を停止します。

#### 3. 払戻請求書による当座勘定からの払戻し

2025 年 4 月 1 日（火）より、当金庫所定の払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱を開始します。

払戻しはお取引店のみ可能です。

なお、小切手による払戻しも従来通りご利用いただけます。

当該取扱を踏まえ、当座勘定規定を一部改定します。改定内容は別紙をご覧ください。

本件について、ご不明な点等ございましたら、お近くの〈青い森しんきん〉窓口までお問い合わせください。

以上

2024-154

## 当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改正日：2025年4月1日

改正前	改正後
<p><b>7.（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p><b>7.（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>
<p><b>17.（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) -略-</p> <p>(3) -略-</p>	<p><b>17.（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) -略-</p> <p>(3) -略-</p>